

# 漢語の変容

— 領掌の場合 —

—

漢語には、たとえば、勝事↓笑止、比興↓卑怯、進退↓身代のよりに、日本語として用いられていく過程で、意味・用法が変わるとともに、表記までをも変える語が多くみられる。いま、そうした例のひとつとして、「領掌」という語をとりあげ、その語史をたどることによって、漢語の日本語の中における動きについて、考察の目をむけてみようとするのが、本稿の目的である。

ところで、いま、領掌を漢語としたが、この語は、中国における漢籍、仏典にその用例がみいだせないわけであり、はたして、中国から入ってきた——漢籍、仏典等に典拠のある漢語であるか否かについては、そのいずれとも断定しかねるのである。それゆえ、漢語とすることについては問題が残るのであり、いわば、括弧つきの

浅野敏彦

「漢語」とすべきものである。

『佩文韻府』をはじめ、文選、玉台新詠、遊仙窟、楚辭、柳宗元集、搜神記、列女伝、十三經などを既刊の漢字索引によってみるに、領掌はない。また、『漢詩大観』の索引にもみえないし、総索引ではないが、中国中世文学研究会刊行の『六朝古小説語彙集』『三國志語彙集』『三國志裴氏注語彙集』『高僧伝語彙集』等にも掲出されていない。なお、『大漢和辞典』（大修館書店）は、領掌の項目をたててはいるが、中国の用例を引用していない。また、『新字源』『学研漢和大辞典』では、項目それぞれ自体がたてられていない。

このようにみると、領掌は、尾籠、焼亡のように、日本で二字連結され、音読された和製漢語のように思われてくる。後に指摘するように、日本の文献には、古文書によく出る語であるので、あるいは、中国においても、古文書類にはみえる可能性があるかと思

仁井田陞氏『唐宗法律文書の研究』所載の文書、『唐文拾遺』の一部を調査したが、みいだすことはできなかった。ただ、「恩渙」のように、中国の多くの文献にみいだすことができないものの、『佩文韻府』に、『通典』から引用された例が一例掲載されていることもあり、領掌を和製漢語とすることについては、しばらく保留しておきたい。

『経籍纂話』によると、「領」は、『礼記仲尼燕居』に、△猶治也△とあり、「掌」は、『広雅釈詁』に△主也△とある。本義は、『説文解字』が示すように、△頸△であり、△手中△であろうが、領掌の例は、それでは解釈できないので、転義の「治める」「つかさどる」の意味で解すべきものと思われる。藤堂明保、小林博『音注韻鏡校本』によると、「領」は、*lieŋ*で、上声、静韻である。

「掌」は、*tɕiãŋ*で、上声、養韻である。日本漢字音では、類聚名義抄には、△領 音冷△(仏下本24)、△掌 音賞△(仏下本38)とみえる。前田家本色葉字類抄には、△リヤウシヤウ△とみえる。なお、字類抄のこの語には、声点が施されていないので、連濁していたか否かについては、判断できない。

## 二一

以下、時代順に領掌についてみていくこととする。

上代の文献には、領掌という二字連結の語は無いようである。領は、日本書紀に、

①故汝專領<sub>三</sub>東国<sub>一</sub>。是以、御諸別王、承天皇命。且欲<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>父業<sub>一</sub>。(卷七 景行紀 五六年八月)

②乃相謂之曰。領<sub>レ</sub>制吾国天皇既崩。時不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>失也。乃相聚結、侵<sub>三</sub>寇傍郡<sub>一</sub>。(卷一四 雄略紀 二

三年八月)

とみえる。兼右本<sup>④</sup>では、各々、ヲサメヨ、スヘヲサメ玉フ、雄略紀の例は、凶書寮本では、スヘラヲサメタマフとある。一方、掌は、応神紀に、

③即日、任<sub>三</sub>大山守命、令<sub>二</sub>掌山川林野<sub>一</sub>。(卷十 応神紀 四〇年正月)

とみえる。兼右本は無訓であるが、寛文版<sup>⑤</sup>は、ツカサドラシムと訓じている。

平安時代以後、領掌の例は頻出する。管見に入ったものとも早い例は、弘仁年間に出された太政官符にみえる例で、土地を領有する意味で用いられている。

④被<sub>レ</sub>下<sub>二</sub>宣旨<sub>一</sub>、為<sub>三</sub>不輪祖田<sub>一</sub>。無<sub>三</sub>国郡之妨<sub>一</sub>領掌、

全<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>運進子物<sub>一</sub>也。(平安遺文 第一卷 二五頁)

次の⑤も同様である。

⑤ 因以去昌泰三年遣使勸弁、爰隨國郡判行、且頗領掌。雖然所遺之地、其數不少、而或称王臣家也、或号百姓治田、強致執論、不令領掌。(因幡国司解 延喜五・一一・二 平安遺文 第一卷 二八六頁)

④、⑤をはじめとして、『平安遺文』の索引によると、六四〇余りの用例がみられる。これは、荘園制が、律令制の崩壊とともに発達し、土地の所有をめぐる争いが多くなり、訴訟、調停などの文書もそれにつれて多くなり、そこに、領掌が用いられたという事情によるものと思われる。逆にいえば、班田制の下では、この語が用いられなかったともいえ、そういう意味で、上代の文献には出現しないと考えることができる。

さて、古文書に、それも、荘園関係のものにみえるこの語の性格は、色葉字類抄の「リ」の疊字門において、△庄園分√と注文されているところに明らかである。

⑥ 領知リヤウチ 領掌リヤウシヤウ  
領掌已上庄園分

領掌は、古文書のみでなく、将門記、左経記や、『日本国語大辞典』が引くように、権記などにもみえるのであるが、左経記、権記の例は、古文書の例と同様、いずれも所領の所有についての記事であり(寛仁元・十一・八・長保二・九・八)、単に、物を所有する

意味ではなかった。ところが、将門記の領掌は、土地の所有ということではなく、国や印鑑の所有について用いられている。真福寺本では次のようにみえる。

⑦ 放逸之朝、領一掌印鑑(307行)

⑧ 討取渤海国攻東丹国領掌也。(381行)

古文書の領掌には、国を所有するという用法はなく、そのような場合は、領知が用いられているようである(②③④)。また、印鑑など、土地以外のものを所有したとするような例はみられない。では、将門記のように、土地以外のものを所有する意味での用法が、領掌の用法の広がりと考えべきなのかというと、それはそうではなく、将門記の作者が、当時の官符文に用いられていた語を使ったところ、官符文とは違う用法で使用したと考えるべきなのであろう。将門記の作者が、官符文に用いられている語を使っていることについては、「恩渙」を例にして、別稿で考察した。

なお、④、⑤の領掌は、⑧が、揚守敬旧藏本では、△領掌也√とあることや、⑦の△領掌√から、サ変動詞としてよまれていたであろうと考えられる。

平仮名文には、領掌、あるいは、領掌すが出てこないのは当然であるが、「領す」は、蜻蛉日記、源氏物語、大鏡にあり、⑨に示した源氏物語の例は、古文書にみえる領掌に近い用法である。

⑨領<sup>りょう</sup>じ給<sup>たま</sup>ふ御<sup>ご</sup>庄<sup>じょう</sup>、御<sup>ご</sup>牧<sup>ぼく</sup>よりはじめて、さるべき所<sup>ところ</sup>々の券<sup>けん</sup>など、皆<sup>みな</sup>たてまつりおき給<sup>たま</sup>ふ。(須<sup>す</sup>磨<sup>ま</sup>)

⑩の大政<sup>だいせい</sup>官符<sup>くわんぷ</sup>の例<sup>れい</sup>なども、「領<sup>りょう</sup>ず」と訓<sup>しん</sup>んだように思<sup>おも</sup>われるが、書<sup>しよ</sup>紀<sup>き</sup>の兼<sup>けん</sup>右<sup>う</sup>本<sup>ほん</sup>のように訓<sup>しん</sup>んだとすれば、「ヲサメテ」である。

⑪五畿<sup>ごき</sup>内<sup>ない</sup>百<sup>ひゃく</sup>姓<sup>せい</sup>、奸<sup>けん</sup>隱<sup>いん</sup>絶<sup>けつ</sup>戸<sup>こ</sup>、私<sup>し</sup>領<sup>りょう</sup>其<sup>その</sup>田<sup>でん</sup>、多<sup>た</sup>者<sup>しや</sup>五<sup>ご</sup>六<sup>ろく</sup>百<sup>ひゃく</sup>姻<sup>いん</sup>、少<sup>せう</sup>者<sup>しや</sup>八<sup>はち</sup>九<sup>く</sup>十<sup>じゅう</sup>戸<sup>こ</sup>。(貞<sup>てい</sup>観<sup>くわん</sup>一<sup>いち</sup>七<sup>しち</sup>・八<sup>はち</sup>・二<sup>に</sup>二<sup>に</sup>類<sup>るい</sup>聚<sup>くわい</sup>三<sup>さん</sup>代<sup>だい</sup>格<sup>かく</sup>)

さらに、⑪の権<sup>けん</sup>記<sup>き</sup>の例<sup>れい</sup>は、「領<sup>りょう</sup>ず」と「領<sup>りょう</sup>掌<sup>しやう</sup>す」との用法<sup>ようぽう</sup>の類<sup>るい</sup>似<sup>し</sup>をよく表<sup>あらわ</sup>わしている。

⑫左<sup>さ</sup>大<sup>だい</sup>臣<sup>しん</sup>被<sup>ひ</sup>奏<sup>そう</sup>云<sup>ん</sup>、中<sup>ちゆう</sup>宮<sup>くわう</sup>権<sup>けん</sup>亮<sup>りやう</sup>則<sup>すなはち</sup>忠<sup>ちゆう</sup>朝<sup>てう</sup>臣<sup>しん</sup>申<sup>まを</sup>云<sup>ん</sup>、件<sup>けん</sup>宅<sup>たく</sup>本<sup>ほん</sup>雖<sup>すなはち</sup>則<sup>すなはち</sup>忠<sup>ちゆう</sup>之<sup>の</sup>所<sup>ところ</sup>領<sup>りょう</sup>、至<sup>いた</sup>今<sup>いま</sup>成<sup>せい</sup>房<sup>ぼう</sup>朝<sup>てう</sup>臣<sup>しん</sup>所<sup>ところ</sup>領<sup>りょう</sup>掌<sup>しやう</sup>也<sup>なり</sup>。(権<sup>けん</sup>記<sup>き</sup> 長<sup>ちやう</sup>保<sup>ほ</sup>二<sup>に</sup>・九<sup>く</sup>・八<sup>はち</sup>)

右<sup>みぎ</sup>に指<sup>さ</sup>摘<sup>てい</sup>した領<sup>りょう</sup>掌<sup>しやう</sup>と領<sup>りょう</sup>ずとの用法<sup>ようぽう</sup>の類<sup>るい</sup>似<sup>し</sup>は、伊<sup>い</sup>呂<sup>りよ</sup>波<sup>は</sup>字<sup>じ</sup>類<sup>るい</sup>抄<sup>しやう</sup>の配<sup>はい</sup>列<sup>れつ</sup>からもうかがい知<sup>し</sup>ることができ<sup>き</sup>る。すなわち、二<sup>に</sup>卷<sup>くわん</sup>本<sup>ほん</sup>、世<sup>せ</sup>俗<sup>じやく</sup>字<sup>じ</sup>類<sup>るい</sup>抄<sup>しやう</sup>が、領<sup>りょう</sup>知<sup>ち</sup>、領<sup>りょう</sup>掌<sup>しやう</sup>を疊<sup>たがひ</sup>字<sup>じ</sup>門<sup>もん</sup>に入<sup>いれ</sup>、領<sup>りょう</sup>は、リョウ<sup>りょう</sup>ウス<sup>うす</sup>と訓<sup>しん</sup>を付<sup>つ</sup>して、辞<sup>じ</sup>字<sup>じ</sup>のところで掲<sup>か</sup>げているの対<sup>たい</sup>して、伊<sup>い</sup>呂<sup>りよ</sup>波<sup>は</sup>字<sup>じ</sup>類<sup>るい</sup>抄<sup>しやう</sup>は、領<sup>りょう</sup>掌<sup>しやう</sup>を辞<sup>じ</sup>字<sup>じ</sup>のところで掲<sup>か</sup>げ、疊<sup>たがひ</sup>字<sup>じ</sup>門<sup>もん</sup>には、領<sup>りょう</sup>掌<sup>しやう</sup>以外<sup>いがい</sup>の、領<sup>りょう</sup>を前<sup>まへ</sup>項<sup>こう</sup>とす<sup>す</sup>る二<sup>に</sup>字<sup>じ</sup>漢<sup>かん</sup>語<sup>ご</sup>(「漢<sup>かん</sup>語<sup>ご</sup>」)を四<sup>し</sup>語<sup>ご</sup>掲<sup>か</sup>げている(表<sup>ひょう</sup>1)

諸 本 辞 字 門 疊 字 門

表 1

川 <sup>かわ</sup> 瀬 <sup>の</sup> 一 <sup>いち</sup> 馬 <sup>ば</sup> 氏 <sup>し</sup> 蔵 <sup>ざう</sup> 本 <sup>ほん</sup>	領 <sup>りょう</sup> レ <sup>レ</sup> イ <sup>イ</sup> ヤ <sup>ヤ</sup> ウ <sup>ウ</sup> ス	領 <sup>りょう</sup> 掌 <sup>しやう</sup>
二 卷 本	領 <sup>りょう</sup> リ <sup>リ</sup> ヤ <sup>ヤ</sup> ウ <sup>ウ</sup> ス	領 <sup>りょう</sup> 知 <sup>ち</sup> 領 <sup>りょう</sup> 掌 <sup>しやう</sup>
三 卷 本	領 <sup>りょう</sup> リ <sup>リ</sup> ヤ <sup>ヤ</sup> ウ <sup>ウ</sup> ス	領 <sup>りょう</sup> 知 <sup>ち</sup> 領 <sup>りょう</sup> 掌 <sup>しやう</sup>
世 <sup>せ</sup> 俗 <sup>じやく</sup> 字 <sup>じ</sup> 類 <sup>るい</sup> 抄 <sup>しやう</sup>	領 <sup>りょう</sup> 一 <sup>いち</sup> 掌 <sup>しやう</sup>	領 <sup>りょう</sup> 知 <sup>ち</sup> 領 <sup>りょう</sup> 掌 <sup>しやう</sup>
十 <sup>じゅう</sup> 卷 <sup>くわん</sup> 本 <sup>ほん</sup> (伊 <sup>い</sup> 呂 <sup>りよ</sup> 波 <sup>は</sup> )	領 <sup>りょう</sup> リ <sup>リ</sup> ヤ <sup>ヤ</sup> ウ <sup>ウ</sup> ス	領 <sup>りょう</sup> 々 <sup>々</sup> 納 <sup>なつ</sup> 々 <sup>々</sup> 知 <sup>ち</sup> 々 <sup>々</sup> 状 <sup>じやう</sup>

以上述べたように、平安時代の領<sup>りょう</sup>掌<sup>しやう</sup>は、将<sup>しやう</sup>門<sup>もん</sup>記<sup>き</sup>のような例<sup>れい</sup>もみられはするが、土<sup>ど</sup>地<sup>ち</sup>を所<sup>しょ</sup>有<sup>ゆう</sup>する意味<sup>いみ</sup>で用<sup>もち</sup>いられた語<sup>ご</sup>であつた。

三

次の鎌<sup>けん</sup>倉<sup>そう</sup>時<sup>じ</sup>代<sup>だい</sup>においても、古<sup>こ</sup>文<sup>ぶん</sup>書<sup>しよ</sup>に見<sup>み</sup>るかぎ<sup>かり</sup>りでは、領<sup>りょう</sup>掌<sup>しやう</sup>の上<sup>うへ</sup>に变化<sup>へんげ</sup>はなかつたといえる。いま、「古<sup>こ</sup>文<sup>ぶん</sup>書<sup>しよ</sup>に見<sup>み</sup>るかぎ<sup>かり</sup>りでは」と限定<sup>げんてい</sup>したのは、古<sup>こ</sup>文<sup>ぶん</sup>書<sup>しよ</sup>以外<sup>いがい</sup>では变化<sup>へんげ</sup>が見<sup>み</sup>られるからなのである。それは、一<sup>いち</sup>二<sup>に</sup>三<sup>さん</sup>年<sup>ねん</sup>に六<sup>ろく</sup>十<sup>じゅう</sup>歳<sup>さい</sup>で没<sup>ぼつ</sup>した明<sup>めい</sup>恵<sup>ゑ</sup>上<sup>じやう</sup>人<sup>にん</sup>の『夢<sup>む</sup>記<sup>き</sup>』である。そこには、土<sup>ど</sup>地<sup>ち</sup>を所<sup>しょ</sup>有<sup>ゆう</sup>するとは全<sup>ぜん</sup>く違<sup>ちが</sup>つた意味<sup>いみ</sup>の例<sup>れい</sup>がみえるのである。索引<sup>さんぎん</sup>によれば、領<sup>りょう</sup>掌<sup>しやう</sup>は二<sup>に</sup>例<sup>れい</sup>あるが、そのいづれも、土<sup>ど</sup>地<sup>ち</sup>を所<sup>しょ</sup>有<sup>ゆう</sup>する意味<sup>いみ</sup>ではないのである。

⑬然<sup>しか</sup>ハ、糸<sup>いと</sup>借<sup>か</sup>セムト云<sup>ん</sup>フ、女<sup>にょ</sup>形<sup>けい</sup>聞<sup>もん</sup>之<sup>の</sup>、甚<sup>じきん</sup>快<sup>かい</sup>心<sup>しん</sup>之<sup>の</sup>気<sup>き</sup>色<sup>しき</sup>アリテ、ウナツキテ、然<sup>しか</sup>ハ可<sup>か</sup>有<sup>ゆう</sup>御<sup>ご</sup>糸<sup>いと</sup>借<sup>か</sup>ト云<sup>ん</sup>フ、予<sup>よ</sup>領<sup>りょう</sup>掌<sup>しやう</sup>之<sup>の</sup>、忽<sup>とつ</sup>反<sup>はん</sup>成<sup>せい</sup>生<sup>せい</sup>身<sup>しん</sup>女<sup>にょ</sup>人<sup>にん</sup>、(第<sup>だい</sup>十<sup>じゅう</sup>篇<sup>ぺん</sup> 13ウ)

⑬坐禪後眠夢云、故行位律師以大師梵網經於高尾鬘籠居シテ

(一)被言、奉読比疏、高弁領掌之、取其本之、不思議盡本也、

(第十篇 23才)

⑭の例は、文脈上、女形の「ウナツキテ」に対応すると思われ、

⑮の例も、同様に考えてよいと思われる。即ち、承諾するの意味で使われているのである。

明恵上人夢記の成立したこの時代の領掌は、古文書においては、

平安時代と同じ意味・用法であり、土地を所有することについて用いられている。たとえば、⑭、⑮の如くである。

⑯右、晴専相伝領掌也。而為堂修造、沽却宗

敝院也。(鎌倉遺文 二二卷 一七一)

⑰右、水田者、淨善相伝之私領也。年来領掌之

間、無他妨。(鎌倉遺文 二二卷 一五八七四)

では、鎌倉時代に入って、領掌は、平安時代以来の土地を所有する意味に加えて、あらたに承諾するという意味を派生させ、多義語になっていったのかというと、そうではないのである。つまり、領掌に、明恵上人が用いたような承諾するの意味があらたに生じたというのではない。じつは、明恵上人夢記の領掌は、本来は、「領掌」とあるべきところなのである。領掌は次のように見える。

⑱尊恵イナミ申へキ事ナラネハ領状ノ請文を書テ奉ルトミテ

漢語の変容

サメニケリ(延慶本平家物語 第三本44ウ)<sup>⑭</sup>

⑰領掌の時、うなじをつく也(名語記 卷九)<sup>⑮</sup>

⑱の明恵上人夢記の例は、名語記の記述するところで解釈で

きるものであり、前述のように、領掌とあるべきところである。もつとも、⑯、⑰の例が、領掌とあるべきところであったのであれば、右のように考えることはできないわけであるが、⑱の平安時代の例に、領掌が承諾する意味で使われているわけであり、⑯、⑰が、領掌を誤って領掌としたとは考えられないのである。

⑲且触遣二国司之處、可奉造御山頂一之由、領状已畢。(平安遺文 一〇卷 補一二二)

ところで、領掌は、色葉字類抄の三卷本では、「雑部」に分類されていて、「地部庄園分」とされた領掌とは異なる語であった。また、声点が付されていて、リヤウジャウであったと推察される。領掌が連濁をおこなっていないならば、意味、表記ばかりでなく、発音の上でも、領掌は領掌と重なるところの無い語であった。

この領掌は、古文書や語彙集型の往来にもあり、後者にみえる配列よりすると、意味は、名語記にあるのと同じであることは明らかである。

⑲可令勤二仕夫役之旨、被加下知之處、毎度三人條、難堪之次第也、毎度二人於可進之由、

五七

申領状二畢。(鎌倉遺文 二二卷 一五八九二)

②〇……領状 承諾 承引 進奉 承伏 約束 一諾……(消息詞)<sup>16)</sup>

領掌は、色葉字類抄の配列と同じく八領知 領掌<sup>レ</sup>として拾要抄以外に、往來物には出てこないようである。

前述したように、明恵上人夢記は、領状を誤って領掌と表記しているともみられるが、東鑑<sup>17)</sup>に用いられている領掌と領状とは②①、②②のように、意味上区別されていると思われる。

②①或以<sup>レ</sup>本所一円之地<sup>一</sup>。就<sup>レ</sup>彼和与状。令<sup>レ</sup>領<sup>一</sup>掌<sup>一</sup>。凡<sup>レ</sup>式<sup>一</sup>目者。貞永元年也。其<sup>レ</sup>以<sup>レ</sup>後号<sup>二</sup>罪跡<sup>一</sup>。不<sup>レ</sup>申<sup>二</sup>事<sup>一</sup>。由<sup>レ</sup>於<sup>レ</sup>令<sup>二</sup>領<sup>一</sup>知<sup>一</sup>。尤<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>為<sup>レ</sup>過<sup>一</sup>意。(仁治四・一

一・一)

②②六條殿造一宮之時。諸<sup>レ</sup>国皆領<sup>一</sup>状<sup>一</sup>。一<sup>レ</sup>国<sup>レ</sup>有<sup>二</sup>申<sup>一</sup>旨<sup>一</sup>。輒<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>承諾<sup>一</sup>。(文治六・二・二)

ただし、領掌には八成経雖<sup>レ</sup>令<sup>二</sup>領<sup>一</sup>掌<sup>一</sup>地<sup>一</sup>頭<sup>一</sup>職<sup>一</sup>。(文治四・八・二〇)のような引き受ける、承諾するの意味と解される例がある。②③の古文書の例なども類例である。

②③可<sup>レ</sup>令<sup>二</sup>早平家政領<sup>一</sup>知<sup>二</sup>下野国中泉西荒内富吉東西郷、越後国白河庄内山浦四箇条(中略)等<sup>二</sup>地頭職事

右任亡父大見肥後民部大夫行定法師<sup>法名寂円</sup>  
弘安四年四月廿六日・同六年四月五日讓  
状等、為<sup>レ</sup>彼職<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>令<sup>二</sup>領<sup>一</sup>掌<sup>一</sup>之<sup>レ</sup>状、所<sup>レ</sup>仰<sup>二</sup>如<sup>レ</sup>件、以  
下、(將軍家政所下文 弘安十・十・八 鎌倉遺文 二二  
卷 一六三五五)

②④と同類型の文書が②④であるが、この例は、土地を所有する意味で使われている。

②④可<sup>レ</sup>早<sup>二</sup>以<sup>レ</sup>藤原惟致<sup>一</sup>、領<sup>一</sup>知<sup>二</sup>安芸国高屋保、上総国桜屋郷、越中国油田條<sup>上</sup>事

右、任<sup>二</sup>舍兄惟長弘安元年十二月十五日讓  
状<sup>一</sup>、可<sup>レ</sup>令<sup>二</sup>領<sup>一</sup>掌<sup>一</sup>之<sup>レ</sup>状、依<sup>レ</sup>仰<sup>二</sup>下知<sup>一</sup>如<sup>レ</sup>件、(関東下知  
状 弘安九・五・三 鎌倉遺文 二二卷 一五八八九)

例外はあるにしても、鎌倉時代では、領掌と領状とが混同されることは、古文書においてはなかったといえる。ところが、文学作品では、語り物、諸本の成立年代などの問題が介在して、成立當時はどうであったかが、もうひとつはつきりとはしていないのであるが、領掌と領状とが混在している保元物語のような例がある。

宝徳本と称されている陽明文庫乙本の保元物語には領掌、領状の表記が一例ずつみえる。意味は、承諾するの意味であるから、②⑤も領状とあるべきところのものである。

②⑤ 日来へ仙洞へ参由領掌申たりけるが(上二九オ)

②⑥ やうく教訓を語られけるあひたちからなくして領状し

此上はのかるゝ處なしとて(上三二オ)

なお、②⑤に該当する箇所についていえば、金比羅本は「領掌」、鎌倉本は「領状」となっている。

保元物語の例は、諸本間に異同があり、鎌倉時代に領掌が、承諾の意味で使われている確実な例は、自筆本の残っている明恵上人夢記のみである。平家物語では、①⑥の例を、竹柏園本は「慈心坊へ夢ノ中ニ領掌ノ御請ヲ申畢」とするが、竹柏園本と同系統であり、それより古いとされる屋代本には、<sup>②⑦</sup>「慈心坊夢中領状御請申畢」と領状となっている。

十訓抄(書陵部蔵)<sup>①</sup>、古今著聞集(書陵部(一)本)には、領状がみえる。

#### 四

室町時代の中頃以降、十六世紀に入ると、領掌は、古文書においても、承諾する意味で用いられるようになる。管見のかぎりでは、文明四年(一四七二)の朝倉孝景所領安堵状<sup>②⑧</sup>あたりを最後として、一五〇〇年代に入ると、領掌は、土地を所有する意味ではなく、承諾するの意味で用いられることになる。九条家文書の日根荘関係の

文書でみてみるに、一四一三年のものは、<sup>②⑨</sup>「開発領掌」と土地所有の意味であるが、一五〇三年の文書では、<sup>②⑩</sup>に示したように、承諾する意味で使われている。同文書には、<sup>②⑪</sup>「不承引申候時者」ともみえ、<sup>②⑫</sup>「領掌申かたき御事候」はこれと同義の表現であったと思われる。

②⑬ 何と被仰候とも、領掌申かたき御事候、何とて申もわけられ候へず哉、一向其の御はたらき不心得申候

日本古典文学大系が底本としている太平記の慶長八年片仮名交り十二行古活字本では、<sup>②⑭</sup>「事安ケニ領掌申テ己が役所へゾ婦ケル」(巻七 新田義貞賜<sup>②⑮</sup>綸旨事)と<sup>②⑯</sup>「秀郷一義モ不<sup>②⑰</sup>請「子細有マジ」ト領状シテ」(巻一五 三井寺合戦并当寺撞鐘事付俵藤太事)と、<sup>②⑱</sup>領掌、領状の二表記がみえる。諸本の異同を巻七の例でみると、神田本、玄玖本、米沢本など古態本とされるものは、「領状」とあり、慶長八年刊古活字本と同様、流布本とされる無刊記古活字本(陽明文庫)<sup>②⑲</sup>では、「領掌」となっている。義輝本、天正本は、この本文を持っていない。右の事実からすると、流布本によって、領掌が領掌と改変されたかのようである。しかし、玄玖本、米沢本も、巻十一「五大院衛門宗繁相模太郎事」には、領掌の表記がみられるので、そうともいえないのである。義輝本は領掌、天正本は領状となっている。

太平記のように表記が定っていないのは、明徳記についても同様

で、初稿本のおもかげを伝えているとされる群書類従本には、

⑳ 聲ノ勤メ成ケレバ、一往ノ思案ニモ及バズ、臆テ領掌シ給

ヒテ、合戦ハ十二月廿七日ト定テ(上)

とあるが、再稿本の陽明文庫本は、領状となつていたのである。このようにみえてくると、宝徳本保元物語に領掌、領状の両例みえるのは、一五世紀半ばという書写年代によるのかもしれない。

右のような領掌、領状の二表記の並存は、文明本節用集の次の例からもうかがえる。

㉑ 領納リヤウナツ — 状ジヤウ領掌リヤウシヤウ 或作ノトクナツ — 知(リ) 態芸門)

この時期、領掌は、リヤウジヤウと連濁していたことは、領状との混同から明らかである。たとえば、「領常」という表記の存在である。

㉒ 又別人より扶持すへき事、本主人江案内ありて、領掌なら

ハ、相互に許容たるヘシ(相良氏法度)

右の領掌が、慶応大学図書館本では、領常とあるという。古活字本史記抄にも

㉓ 約セウト請タレトモ不聴カ今ハ領常シタハ恐テ(史記抄

高祖本紀)

掌と常とは、字体の類似による誤りでもあろうが、領掌が、リョウ

ジョウと連濁していたことが、その誤りを「支えた」のであろう。また、玄玖本太平記に、△子細候ハント領掌シテ▽(巻十一)とある。

文明本節用集が、領状を項目としてたて、△或作領掌▽としていることは、本来、領状とあるべきところに、領掌が進出してきた状況を表わしているのではないかと思われるのである。

領掌が、土地を所有する意味から、承諾する意味へと変化したのは、領掌そのものの意味変化ではなかった。諸本間に異同のみられる文学作品において、領状とあるべきところに領掌が使われている時期でも、土地の所有をめぐることを主題とする古文書では、やはり、領掌は、土地の所有について使われているし、また、文明本節用集の例もあり、領掌の意味変化としてはとらえ難いように思われる。

リヤウシヤウがリョウウジヤウとなった音の変化が、すでに、リョウジヤウであった領状と、その発音の面で区別がつきがたくなり、領という共通する漢字をも媒介として、領掌が、領状とあるべきところにも使われ、その結果、領掌が承諾する意味へと意味変化をおこしたかのようにみられる結果を生じたのである。



複製刊行されている下学集、節用集の類を調査すると、領掌が掲載されずに領状のみが掲載されているものは、実用的なものではなかったとされる合類節用集のみである。それに対して、領掌が掲載され、領状のないものは、運歩色葉集、天正一七年本節用集、天正一八年本節用集、弘治二年本印度本節用集、温故知新書、和漢通用集、元和三年版下学集、伊京集、黒本本節用集、饅頭屋本節用集など一七本にのぼる。

以上の点からすれば、文明本で、△或作領掌▽とされていた領掌が、いわば、本家である領状をしのいだということになる。節用集では、意味・用法は不明であるが、同時代の文献から、人々は、承諾する意味でのリヨウジョウの表記に、領掌をあてていたことになる。日葡辞書は、Riojoに、Vageoを語釈として用いており、ポルトガル語で「同意すること」(邦訳日葡辞書)としている。

ただ、和漢通用集の注文には、△所知の安堵▽とあるが、これは、領掌の古文書での用法であり、辞書の持つ規範的な性格が出ているのであらうと思われる。付訓は、「りやうじやう」である。

ところで、享保二年(一七一七)の書言字考節用集には、「領承」の表記がみえる。

③②領解(レ) 一承(レ) 曲礼注所レ謂承領義全(レ) 一納(レ) 卷八

領解、領承、領納という配列は、印度本節用集の弘治二年本、天正一七年本節用集にみえる領解、領掌、領納と同じ配列であり、書言字考節用集の領承は、あるいは、領掌とあったところを、領承と改変したものではないかと考えられるのである。

領承とある江戸時代の例で、確認できたものは、近松半二の本朝廿四考<sup>③④</sup>の日本国語大辞典が引用しているものである。

③名將の一言心魂に徹しハムア畏り奉ると。即座の領承弓矢の誓(三)

しかし、他の箇所では、領掌の例もあり、領承に固定していたというわけではなさそうである。

④片時も早く罷越せ。はつと領掌。文箱携へ塩尻さして急ぎ行く。(四)

なお、佐藤喜代治氏によって、橋本左内の書簡にあることが指摘されている<sup>③</sup>。

大日本国語辞典は、醒睡笑の△心得たりと領承せしが▽(卷一)を引くが、静嘉堂文庫本は△領掌▽、内閣文庫本は△領状▽とあり、寛永版には該当する説話がない。また、同辞典は、曽我物語の△領承して叶はじと思はば、後に辞退するまでぞ▽(卷五 三浦与一を

頼む)を引くが、南葵文庫本は、仮名書きで、「りやうしやう」、貞享四年、元禄一四年の版本も仮名書である。真名本は、領状となっている。

本文の確認ができていない例であるが、『平家物語集解<sup>④</sup>』は、巻六で、〈領掌サトル也又領承トモ書〉とあり、校注日本文学大系は、巻十二の本文に〈領状〉ある箇所<sup>④</sup>の頭注に、〈一本「領承」〉としている。なお、高野辰之氏蔵本を底本とした岩波文庫の巻六に領承があるが、原本は、領状となっている<sup>④</sup>。

ここで、留意しておくべき点は、江戸時代の領掌(領状・領承)は、口頭語ではなくなりつつあったように思われる点である。西鶴の好色物、町人物、近松門衛門の世話物には現われないのである<sup>④</sup>。近松のものでも、時代物には一例(平家女護島)みえる。また、<sup>③③</sup>、<sup>③④</sup>の例も文語的表現であり、同じ近松平二の作品でも、〈子細はしらねど心得ました。ハッア早速の御承知忝し〉(近江源氏先陣館)のように、領掌と同義の承知が使われている表現と比べると、その差は明らかである。江戸の後期には、承知が勢力を得ていたようであり、黄表紙には頻出する。

そして、この領承は、明治、大正の表記へとつながっていくものである。しかし、領掌の生命も長く、『和英語林集成第三版』、『和英いろは辞典』には、領掌がみえる。ただ、前者(明治一九)は、

「Polio」であり、後者(明治一八年初版。明治二十年第二版)は、「リョウシヨウスル」とあって、正濁の違いがみられる。この明治二十年頃は、飛田良文氏によると、連濁の失われる漢語が多くなるという時期であり、領掌もその中のひとつなのであろう<sup>④</sup>。

さて、明治三六年の高橋五郎の『和漢雅俗いろは辞典』では、「りやうしよう〔する〕」の項に、領承をあてている。書言字考節用集の例と比較すると、これもまた、連濁を失っている。領承は、『辞林』(明治四四年初版 明治四四年改訂版)にもみえ、『類語大辞典』(明治四四)は、「うけたまはる」の類義語として領承を掲げている。また、参照項目としても、領承が立てられている。

現在では、了承、諒承の表記があるが、これらは、『日本国語大辞典』によれば、すでに、坪内逍遙、北村透谷の作品に出てくる。明治以降のリョウシヨウの表記の流れも扱う予定だったが、問題が複雑になるのをおそれ、本稿では、江戸時代までを対象とし、明治以降の問題については、他日を期したく思う。

## 六

漢語の変容というテーマの下で、領掌を対象としたのであるが、副題の「領掌の場合」は、あるいは、「領状の場合」とすべきであったかもしれない。すなわち、意味の側からいえば、領状の「承諾

する」を領掌も領承も引きついでいることになるからである。しかし、領状は、いわば、受身であって、領掌の方からの進出を受け、自分自身は、意味のみ残して消滅したのである。それ故、領掌の側から考察してみたのである。

- ① 佐藤武義氏「和製漢語の成立過程と展開——「をこ」から「尾籠」へ——」(文芸研究65)
- ② 拙稿「和製漢語『焼亡』について」(春日丘論叢23号)
- ③ 拙稿「真福寺本将門記にみえる漢語『恩換』についての覚書き」(大阪私立短大協会報告集20集)
- ④ 正宗教夫氏編の索引所載の検索頁数
- ⑤ 天理図書館善本叢書(八木書店)
- ⑥ 石塚晴通氏『図書寮本日本書紀本文篇』(美季出版社)
- ⑦ 『新訂国史大系』  
増補国史大系
- ⑧ 古典保存会複製本
- ⑨ 注②に同じ
- ⑩ 貴重古典籍刊行会複製本
- ⑪ 『増補国史大系』  
増補国史大系
- ⑫ 『増史料大成』
- ⑬ 川瀬一馬氏蔵本、二巻本、十巻本(伊呂波)は、『古辞書叢刊』複製本に、三巻本は、中田祝夫・峰岸明「色葉字類抄研究並びに索引」に、世俗字類抄は、天理図書館蔵本の写真に、各々拠った。
- ⑭ 高山寺資料叢書第七冊所収の翻刻本文。
- ⑮ 汲古書院刊行の複製本
- ⑯ 『日本国語大辞典』所引

### 漢語の変容

- ⑯ 日本教科書大系第二巻(講談社)
- ⑰ 汲古書院刊行の寛永版の複製本
- ⑱ 陽明叢書(同朋舎)
- ⑲ 天理図書館善本叢書(八木書店)
- ⑳ 貴重古典籍叢刊(角川書店)
- ㉑ 泉基博『十訓抄本文と索引』(笠間索引叢刊)
- ㉒ 朝倉氏遺跡資料館所蔵の総社大神宮文書の複製
- ㉓ 図書寮叢刊(明治書院)
- ㉔ 古典研究会叢書(汲古書院)
- ㉕ 勉誠社刊の複製本
- ㉖ 国文学研究資料館所蔵の紙焼写真
- ㉗ 注⑯に同じ
- ㉘ 古典資料類従(勉誠社)
- ㉙ 注⑱に同じ
- ㉚ 陽明叢書『平治物語・明德記』解説二八頁
- ㉛ 注⑱に同じ
- ㉜ 古辞書大系(勉誠社)
- ㉝ 『中世法制資料集』第三巻
- ㉞ 注⑳に同じ
- ㉟ 『抄物資料集成』
- ㊱ 日本古典全書
- ㊲ 『国語語彙の歴史的研究』(明治書院)二九七頁。なお、領掌、領状との関係についても触れておられる。
- ㊳ 岩淵匡他篇『醒睡笑』静嘉堂文庫蔵本文篇』(笠間書院)
- ㊴ 未刊国文資料
- ㊵ 大阪府立図書館蔵

④2 注④に同じ

④3 未刊国文学古註釈大系

④4 笠間影印叢刊

④5 近松の世話物については、小松寿雄「近松浄瑠璃の語彙―世話浄瑠璃の漢語」(『日本語の語彙』第五卷所収)参照。

④6 『江戸語大辞典』は、「承知合点 承知木かちから 承知あわわ 承知之助 承知すく」を掲げる。

④7 講談社刊行の複製本

④8 『国語学大辞典』八六三頁三段目

特に注記しなかった文献は、日本古典文学大系の本文に拠った。